

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ラオス国ビエンチャン国際空港整備計画準備調査(QCBS)

調達管理番号：23a00148

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.(2)上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年5月31日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年5月31日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ラオス国ビエンチャン国際空港整備計画準備調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2023年8月～2024年7月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Kawaguchi.Keiji@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
社会基盤部 運輸交通グループ第二チーム
- (3) 日程
本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 6月 6日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 6月 14日 12時
3	質問への回答 6月7日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年 6月 12日

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 6月 19日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023年 6月 23日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 7月 11日 10時30分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先： e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記4.（3）参照
- 2）提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3）提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

- （1）提出期限：上記4.（3）参照
- （2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

- ① 1) プロポーザル電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (本見積書及び別見積書) 及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_ (法人名)_ 見積書
[例：23a00148_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「23a00148_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせしません。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額 (N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点があり、更にその内複数の技術評価点が高かった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ラオス国ビエンチャン国際空港整備計画準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 事業の背景

ラオス人民民主共和国（以下「当国」）は、ASEAN 唯一の内陸国、かつ国土の8割が山岳部であり、航空交通は人やモノの円滑な移動及び周辺国との連結性の観点から最重要インフラの一つである。特に、首都ビエンチャンに位置するビエンチャン国際空港（以下「当空港」）は、当国の玄関口及び経済活動の拠点として、重要な役割を担っている。2010年から2019年にかけて、着実な経済発展（年平均実質GDP成長率7%程度）に支えられ、当空港を利用する旅客数は年平均約16%増加し、2019年には234万人（国際線約176万人、国内線約58万人）に達した（出典：公共事業運輸省民間航空局）。同様に、航空機の発着回数も年平均約16%増加し、2019年には、28,433回に至っている。新型コロナウイルスの影響で2020年及び2021年の旅客数・航空機発着回数は減少したものの、2022年以降、国境を越えた移動の活発化に伴う航空需要が再び増加することが見込まれており、一部旅客ターミナル施設（国際線出発搭乗待合室、国内線バゲージクレームエリア等）での処理能力不足による、本空港の利便性・効率性の低下が懸念されている。

加えて、当空港の滑走路とエプロンを結ぶ誘導路は、これまで1995年にADB、2006年にタイ国の支援により全面舗装改良が実施されているが、直近の改良から15年以上が経過し、経年劣化による損傷が確認されている。今後、航空機の発着回数の増加が見込まれる中、損傷の範囲が広がるとともに損傷の程度も重度化することが予想される。舗装劣化が進むことにより、その修復に時間や費用を要するだけでなく、航空機の安全な運航に重大な支障が生じるおそれがある。誘導路以外でも、エプロンにひび割れ、航空灯火システムの老朽化等が生じており、航空機の運航における安全上の課題となっている。

当国政府は「第9次社会経済開発5カ年計画（2021～2025）」で「強靱なインフラ整備、地域ポテンシャルの活用、地域間・国際間協力の活用」を重点施策の一つとし、その実現方策として、当国と各国を接続する航空交通の利便性向上を挙げている。

以上より、「ビエンチャン国際空港整備計画」（以下「本事業」）は、当空港において誘導路及びエプロンの舗装改修等を行うことで、当空港の安全性及び効率性の向上を図るものであり、当国の周辺国とのハード面での連結性強化を通じた産業基盤強化に寄与するものである。

本業務は、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計、事業計画の策定、概略事業費の積算を目的として実施する。

第3条 事業の概要

(1) 目標：

本事業は首都ビエンチャンに位置するビエンチャン国際空港において、旅客ターミナルビルの拡張、誘導路及びエプロンの補修等を行うことにより、同空港の効率性・安全性の向上を図り、もってラオスの周辺国とのハード面での連結性強化を通じた産業基盤強化に寄与することを目的とする。

(2) 概要：

【施設】旅客ターミナルビルの拡張、既存誘導路及びエプロンの補修等

【機材】航空灯火システム（事業対象となる誘導路・エプロンに付随するものに限る）及び電源設備の改修、国内線旅客ターミナルビルバゲージベルト等

(3) 対象地域（サイト）：ビエンチャン（ビエンチャン国際空港）

(4) 実施機関：公共事業運輸省民間航空局 (Department of Civil Aviation, Ministry of Public Works and Transport)

第4条 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、ラオスから要請のあった「ビエンチャン国際空港整備計画」について、「第3条 業務の目的」を達成するため、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第7条 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。また、原則として、現地調査において JICA がラオス側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 技術協力プロジェクトを踏まえた調査の実施

本事業については、技術協力「ビエンチャン国際空港の継続的改善に係る技術支援プロジェクト」（以下「技術協力プロジェクト」）が2021年2月～2022年3月に実施されており、早期に修復が必要とされる事業内容の提案、おおよその事業費の想定

がなされている。今回の協力準備調査においては、その調査結果を十分踏まえるとともに、重複のない効率的な調査を行う。²

(2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計や報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしている。以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議において内容を確認する。

1) 第1回現地調査派遣前

調査方針、調査計画等を確認する。

2) 第1回現地調査帰国後

現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。また、帰国後30日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、設計・積算の方向性を確認する。

3) 第2回現地調査（準備調査報告書（案）説明）派遣前

「準備調査報告書（案）」に基づき、事業の内容を確認する。

4) 第2回現地調査（準備調査報告書（案）説明）派遣後

ラオス側と合意済みの準備調査報告書（案）に基づき、事業の内容を報告する。

(4) 空港業務を妨げない現状調査の実施

運用中の空港において現状調査等を行う必要があるため、空港施設全体の運営・維持管理を行っているラオス空港公社（Airports of Laos : AOL）等と密接な連携を図り、空港業務を妨げることなく円滑な調査を行うよう十分に調整する。

(5) 運用中の空港における適切な施工・調達計画の策定

本体実施において既存の空港運用中の施工となるため、施工中の制約条件（時間帯、場所、法規等）を確認し、安全管理にも十分配慮し、実施機関及び関係機関（施設内運営会社含む）とも調整の上、空港運用への影響を最小限とする効率的な施工・調達計画を策定する。

(6) 運営・維持管理能力

本調査では運営維持管理に係る組織体制、収入予測、予算配分、職員の訓練体制等を確認し、AOLによるビエンチャン国際空港の運営・維持管理業務の実行可能性を検討する。その結果、運営・維持管理の改善に係る技術支援が必要かつ妥当と判断された場合は、ソフトコンポーネント等による支援の検討を行う。

(7) 運営・維持管理等を考慮した機材整備の検討

機材計画においては、継続的運用と既存機材の有効利用等を考慮し、実施機関及び関係機関（施設内運営会社含む）とも十分調整の上、新規に整備する機材を適切に計画する。

² コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(8) ジェンダー主流化促進

調査・設計を進めるにあたり、女性、子供、障害者等の社会的弱者への配慮を行う。また、社会状況の把握として、ビエンチャン国際空港周辺地域の貧困及びジェンダー関連データに関する既存資料を収集・整理する。

(9) 事業の成果指標

本事業においては、①出発ラウンジの旅客処理能力や②航空機離着陸回数などが想定されるが、空港の利便性や安全性の向上による運営面の指標等、本事業の特性を踏まえた適切な指標を検討する。

(10) 軍事的用途への利用回避を踏まえた計画策定並びに先方との確認・合意

ビエンチャン国際空港では軍用機の運用において滑走路等の一部施設を供用している。そのため、本調査にて計画する施設及び機材については通常の運用において軍用機が利用しない範囲・内容とし、これら施設及び機材が整備された後に軍事利用に供するものでないことを先方と確認・合意する。

(11) 環境社会配慮

本事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022年1月公布、以下、「JICA環境ガイドライン」)の「カテゴリB」に分類されている。

本事業はすでに開発されている空港エリア内での事業であり、主に既存施設の改修であることから環境や社会に対して大きな負荷をかけることはない想定されるが、空港周辺に Mekong River From Luang Prabang to Vientiane IBA があり、魚類 CR 種 1 種、EN 種 3 種、VU 種 1 種が存在するとされるため、同 IBA への影響有無と緩和策について協力準備調査の中で確認が必要。その他、事業による環境社会への影響範囲・内容、及び必要となる諸手続きについて十分に確認する。

(12) 気候変動対策に資する計画の検討

開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本件事業においても気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

そのため、省エネルギー効果のある機器や GHG 排出量の削減に資するコンポーネントを組み込むことについて検討する。

また、本件事業の気候リスクを評価し、必要に応じて適応オプションを追加することを検討する。

(13) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」(2014年9月)(以下、「工事等安全管理ガイダンス」)の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ラオスでの最近の既往調査報告書等や JICA ラオス事務所から当国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する(もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる)。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、工事等安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したラオスの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりラオスの他案件の事例も踏ま

えたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてラオスで施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA ラオス事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA ラオス事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について同事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。

（14）準備調査報告書の公表の確認

準備調査報告書は、調査終了後に事業費の積算結果を除く内容を公表するとともに、本事業に関する業者契約終了後に事業費積算結果を含む全内容を公表することをラオス側に説明し、問題の無いことを確認する。

第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

（1）インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

また、上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

（2）インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。

（3）事業の背景・経緯の確認

ビエンチャン空港に係る現状については技術協力プロジェクトにおいて調査されている事項であるが、同調査後の状況変化がないかを確認するとともに、以下をはじめとする各種データを入手しアップデートする。

- 1) ラオスにおける航空分野の現状・課題やビエンチャン国際空港における航空機・旅客数・貨物取扱量の現況と将来予測値等について調査を行い、同国の運輸セクターにおけるビエンチャン国際空港の位置づけや本事業の必要性・妥当性を確認する。
- 2) ビエンチャン国際空港の既存施設・機材の現状・課題を確認する。必要に応じて空港関係者、航空会社等からの聞き取り調査を行う。
- 3) 本事業の要請の経緯と内容についてラオス側の意向を確認する。
- 4) 本事業に関連する他ドナーや国際機関の支援（内容、実施時期）についての確認を行う。

（4）事業の実施体制の確認

事業実施機関である公共事業運輸省民間航空局（Department of Civil Aviation, Ministry of Public Works and Transport）を対象に、予算、組織体制、人員、運営維持管理能力、技術水準、他の関係機関等について調査し、本事業の実施機関として問題がないか確認する。

（5）サイト状況調査

本調査にて行う設計、施工・調達計画、積算について必要な精度を確保するため、ビエンチャン国際空港において以下に示すサイト状況調査を行う。なお、調査結果の分析・解析にあたっては、再委託先から提出されたデータ間に齟齬がないか、特異なデータがあればそれは何を意味するのか等十分に検討し、設計の基礎として信頼できるものであることを確認する。

- 1) 施設改修・建設予定場所の現状。
- 2) 別紙（案）のとおり自然条件調査（地形測量及び地質調査等）を行う。³
- 3) 本事業の成果指標の想定及び成果予測を行い、評価に必要な指標に関するベースライン（現況値）の確認を行う。なお、ベースライン調査については既存資料、既存データ等の収集、整理等により行うこととし、①出発ラウンジの旅客処理能力や②航空機離着陸回数などが想定されるが、空港の利便性や安全性の向上による運営面の指標等、事業効果を測る定量的な指標の検討も行うこととする。
- 4) 空港内における軍と民間の間での利用区域の設定や施設の管理区分等を確認する。

(6) 環境社会配慮

本事業は、JICA 環境社会配慮ガイドライン(2022年1月)に掲げる空港セクターのうち、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリ B に分類される。

については、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2022年9月）」に基づくこととする。また、相手国等との協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2022年1月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- 1) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集を含む。）
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - a) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - b) JICA 環境ガイドライン(2022年1月)との乖離及びその解消方法
 - c) 関係機関の役割
- 3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- 4) 影響の予測
- 5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- 6) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

³ 具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）についてはコンサルタントがプロポーザルで提案すること。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査がある場合は、併せてプロポーザルで提案すること。自然条件調査については、別見積もり扱いとする。

- 7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等。JICA 環境ガイドライン(2022年1月)別添5を参照のこと)
- 10) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000_CO₂換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

なお、上記1)に基づく環境チェックリスト案及び関連するベースラインデータ及び上記2)の確認結果を第1次現地調査後の帰国報告会において提出・報告する。現地での測定調査やデータ収集が必要な場合は、現地再委託による調査実施を可とする。

(7) 気候変動対策に資する計画の検討

パリ協定に基づき、ラオス国は「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)⁴を策定しており、右によると同国は2030年までに温室効果ガス排出量をベースラインシナリオから60%削減することを掲げている。右を踏まえ、開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本件事業においても気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

そのため、以下の対応を行う。

- ① 省エネルギー効果のある機器やGHG排出量の削減に資するコンポーネントを組み込むことについて検討する。
これらに該当する機器やコンポーネントを計画する場合、[JICA Climate-FIT \(緩和版\)](#) (7. 省エネルギー/機器・設備のエネルギー効率化)を参照の上でGHG排出削減量を推計し、結果をバックデータと共にJICAに共有する。
- ② [JICA Climate-FIT \(適応版\)](#) (10. 空港: P69~72)を参照の上で、可能な範囲で本件事業の気候リスクを評価し、必要に応じて適応オプションを追加することを検討する。

(8) ジェンダーに関する情報収集

本事業は「ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」と分類されており、以下について情報収集を行う。

- 1) ラオスの航空分野の法制度、政策、方針等におけるジェンダー関連事項
- 2) 航空分野における他ドナーの支援におけるジェンダー視点

なお、計画策定においては以下を念頭に可能な範囲で対応することに留意する。

- 女性が抱える課題(安全性、利用のしやすさ)等につき確認の上、方策を含める。
- 空港運営について、カウンターパート機関及び運営事業体の職員や技術者・オペレーター等、女性の雇用及び育成促進の方策検討
- 工事期間中の女性労働者への配慮等

⁴ ラオス NDC (2021年3月):

[https://www4.unfccc.int/sites/ndcstaging/PublishedDocuments/Lao%20People%27s%20Democratic%20Republic%20First/NDC%202020%20of%20Lao%20PDR%20\(English\),%2009%20April%202021%20\(1\).pdf](https://www4.unfccc.int/sites/ndcstaging/PublishedDocuments/Lao%20People%27s%20Democratic%20Republic%20First/NDC%202020%20of%20Lao%20PDR%20(English),%2009%20April%202021%20(1).pdf)

(9) 他ドナーの活動の確認

他ドナーによる活動の有無やその内容について確認する。また、他ドナーによる活動が本事業に影響を及ぼす可能性がある場合は、その対応を検討する。

(10) 調達事情調査

本事業で必要となる建設資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、工事用水、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地施工業者等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

また、機材に関しては、現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制等についての調査を行い、概略設計に反映させる。

(11) 機材計画調査

本事業で整備する機材にかかる調査項目は以下のとおり。

- ・ 調達事情調査（調達先、代理店の有無等）
- ・ 電力事情調査（停電等の状況、UPS や AVR の要否等）
- ・ 機材の輸送経路、通関手続き、保険
- ・ 機材調達後の維持管理計画・経費（維持管理契約の必要性も含む）
- ・ 実施工程

なお、実施工程の検討にあたっては、システムのテスト運用等を含めた全体工程を明らかにすること

(12) 事業内容の計画策定

上記調査（3）～（11）及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工・据付後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 概略設計

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討し、以下の内容を最低限含むものとする。作成に当たっては施設・機材の必要性や費用対効果等を考慮し複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

また、旅客ターミナルビル拡張、誘導路とエプロン補修、並びに航空灯火システム機材等の整備に係る基本計画（以下のア）～ウ）の作成においては施設・機材の必要性と費用を考慮し、その結果を第1回現地調査期間中に先方政府と協

議することとする。その際、日本側で確保できる予算規模に制約が生じる可能性を踏まえ、優先度についても先方政府と協議する。

なお、事業対象とする誘導路（平行誘導路の新設も候補とする）の選定をはじめ、最終的なコンポーネント案については、第1回現地調査後の国内解析にて各施設・機材の整備効果、事業費等の予備的検討を行った上で JICA とも協議しつつ決定することとする。

加えて、軍事利用回避の観点から、計画対象とする施設・機材については通常の運用において軍用機が利用しない範囲・内容とすること。

ア) 旅客ターミナルビル拡張の基本計画

- ・ 平面図、立面図及び関係図面

イ) 誘導路及びエプロン補修基本計画

- ・ 平面図、損傷・劣化箇所の修繕計画

ウ) 航空灯火システム等の基本計画（誘導路及びエプロンの補修区間にて計画）

- ・ 設備及び機材リスト（概略仕様・数量）

3) 施設概略設計図

4) 機材仕様書

5) 施工・調達計画

- ・ 施工・調達方針
- ・ 施工・調達上の留意事項
- ・ 施工・調達区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工・調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、本体事業実施において既存の空港運用中の施工となるため、施工中の制約条件（時間帯、場所、法規等）を確認し、安全管理にも十分配慮し、施工各段階における先方負担事項となる移転作業を検討するとともに、実施機関及び関係機関（民間航空会社や施設内運営会社含む）とも調整の上、空港運用への影響を最小限とする効率的な施工・調達計画を策定する。

また、施工・調達監理計画では、概略設計に基づく施工・調達監理方針、施工・調達監理体制、施工・調達監理方法（安全、品質、工程管理（含む工事品質管理会議の開催提案））等を記載する。

(13) 技術支援計画の検討

本事業で整備する施設・機材の運用維持管理を効果的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性について検討する。技術支援の実施に必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画書を作成する。ソフトコンポーネント計画の内容は DOD 時に先方と概ね合意を得て議事録に記載する。

「ソフトコンポーネント・ガイドライン」については、以下を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq00001t6gnl-att/soft_202011.pdf

(14) 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、既存施設の撤去、既存機材等の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング（工期上のデッドラインを含む）、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計（DD）時にさらに精査・更新されていくものである。

（15）税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA ラオス事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

（16）事業の維持管理計画策定

本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース、技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費、更新費用を検討する。

（17）概略事業費の算出

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。なお、（11）で検討した事業内容全てを日本政府無償資金協力予算でカバーできない可能性もありうるため、優先度に基づいた概略事業費算出も行う。

積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照し、積算総括表を作成の上で JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

なお、機材に係る精度は入札に対応できる精度を確保することとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的な積算に当たっては、上記マニュアルの補完編・機材編（2023年4月）及び追補編（2020年11月）を参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、仕様や調達先の工夫等によるコスト縮減の可能性を十分に検討する。

3) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。

ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ) 工事量変動にかかるリスク

ウ) 自然条件にかかるリスク（サイクロン、地震、津波等）

エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ) 治安状況にかかるリスク

(18) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(19) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(20) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(21) 事業の評価

事業の評価は開発援助委員会（Development Assistance Committee : DAC）の評価6項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性について分類して整理する。有効性については①定量的効果、②定性的効果に分類して評価する。定量的効果については可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年を目処とした目標年の目標値を設定する。また、定量的効果、定性的効果の検討の際には、ICAO等の国際基準との整合性も考慮する。

本事業においては、定量的指標として航空機離着陸回数などが想定されるが、空港の安全性の向上による運営面の指標等、本事業の特性を踏まえた適切な指標を検討する。⁵

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html

⁵ 本事業において他に事業の成果や裨益効果、事後評価のための評価指標及びそのために必要と判断される調査がある場合には、プロポーザルで提案すること。

(22) 準備調査報告書(案)の作成

本調査結果を準備調査報告書(案) (機材仕様書(案)を含む)として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(23) 準備調査報告書(案)の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書(案)をラオス政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書(案) (機材仕様書(案)を含む)の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(24) 準備調査報告書等の作成

ラオス政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料(完成予想図を含む)
- 3) 機材仕様書
- 4) 準備調査報告書(完成予想図を含む)
- 5) デジタル画像集

第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち(5)～(10)を成果品とする。成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。また、(1)～(4)及び(11)については電子データでの提出も可とする。

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文 2 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 2 部、英文 2 部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 2 部 |
| (4) 準備調査報告書(案) (DF/R) | : 和文 2 部、英文 2 部 |
| (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| (6) 機材仕様書 | : 和文 2 部、英文 2 部 |
| (7) 概要資料(※完成予想図を含む) | : 和文 1 部 |
| (8) 準備調査報告書 (F/R) | : 和文(製本版) 9 部及び CD-R 2 枚 |
| (※完成予想図を含む) | 英文(製本版) 9 部及び CD-R 2 枚 |
| | 和文(先行公開版、簡易製本版) 2 部 |
| | 及び CD-R 1 枚 |

- (9) デジタル画像集 : CD-R 2枚 (デジタル画像 40枚程度)
- (10) Project Monitoring Report の初版 : 英文 CD-R 1枚
- (11) 免税情報シート ※第2回現地調査時、当該国を所掌する JICA 在外拠点にも提出すること
- (12) 自然条件調査結果 : CD-R 2枚

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (5) 概略事業費(無償)積算内訳書については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の補完編及び機材編(2019年10月)を、その他については「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」(2020年11月改訂版)に準拠することとする。

注3) (8) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2020年1月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	運用中の空港において現状調査等を行う際の、空港業務を妨げることなく円滑な調査を行うための現時点での対応案	第6条 実施方針及び留意事項 (4) 空港業務を妨げない現状調査の実施 (P. 13)
2	環境社会配慮および、気候変動対策に資する計画の検討に関する現時点での取り組み方針	第6条 実施方針及び留意事項(11) 環境社会配慮、(12) 気候変動対策に資する計画の検討 (P. 14)、及び、第7条業務の内容(6) 環境社会配慮、(7) 気候変動対策に資する計画の検討 (P. 16~P. 17)
3	具体的な自然条件調査の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量等)	第7条 業務の内容 (5) サイト状況調査 (P. 15)
4	事業対象とする誘導路(平行誘導路の新設も候補とする)の選定をはじめ、最終的なコンポーネント案の検討に係る具体的な実施手順案	第7条 業務の内容(11) 事業内容の計画策定 (P. 17)
5	施工計画の検討における、空港運用への影響を最小限とする効率的な施工・調達計画に関する現時点での対応案	第7条 業務の内容(11) 事業内容の計画策定 (P. 18)
6	事業の成果や裨益効果、事後評価のための評価指標及びそのために必要と判断される調査	第7条 業務の内容(20)事業の評価(P. 20) その他関連条項として第7条(5)3)等

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：空港整備に係る各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／空港計画
- 土木施設設計1
- 航空灯火システム設計

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.96 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／空港計画）】

- ① 類似業務経験の分野：空港計画に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：ラオス国及び全世界
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：土木施設設計1】

- ① 類似業務経験の分野：空港土木施設計画に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：ラオス国及び全世界
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：航空灯火システム設計】

- ① 類似業務経験の分野：航空灯火設備に係る各種調査
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務の工程は以下を想定する。

項目	2023					2024						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
事前準備		<input type="checkbox"/>										
第一次現地調査			■									
国内解析			▬									
第二次現地調査(概略設計説明)									■			
国内作業										<input type="checkbox"/>		
準備調査概要資料			IC/R							▲		F/R
報告書提出		▲							▲	DF/R		▲

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 26.00人月（現地：10.50人月、国内：15.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/空港計画（2号）
- ② 土木施設設計1（3号）
- ③ 土木施設設計2/自然条件調査
- ④ 航空灯火システム設計（3号）

- ⑤ 建築設計
- ⑥ 構造設計
- ⑦ 設備設計
- ⑧ 機材計画/積算
- ⑨ 施工計画/積算（土木）
- ⑩ 施工計画/積算（建築）
- ⑪ 環境社会配慮/気候変動対策

3) 渡航回数を目途 全14回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。なお、これら調査については定額計上とする。

- 環境社会配慮に係るデータ収集のための現地での測定調査（必要な場合）
- 自然条件調査（気象調査、地形測量、地質調査/地盤調査、給電調査）

現地再委託に当たっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切に監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ラオス国ビエンチャン国際空港に関する関連調査報告書
- 検討対象となる誘導路を図示したもの
- カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2022年9月）
- 空港における脱炭素化の推進（国土交通省作成の説明スライド）

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無

4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

現地業務に先立ち、渡航予定の業務従事者全員が外務省「たびレジ」に登録し、JICAが実施している安全対策研修を受講するとともに、現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所および在ラオス日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、現地の最新の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。安全対策研修については以下を参照。

（URL：<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>）

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案しま

す。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

94,748,000円（税抜）

なお、定額計上分 18,500 千円（税抜）は上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めません。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

(4) 定額計上について定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	測量	(別紙) ラオス国ビエンチャン国際空港整備計画	7,500,000円	施設（旅客ターミナルビル、エプロン、誘導路等）に係る平面、水準等の各種測量	再委託

		準備調査にかかる自然条件調査等仕様書(案)			
2	地質調査／地盤調査	同上	8,000,000円	施設位置の決定、基礎形式の検討、設計に必要なボーリング、標準貫入試験、CBR試験、土質試験、試掘調査、平板載荷試験等	再委託
3	気象調査	同上	500,000円	過去の気象/災害情報に関する調査(天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害履歴等)	再委託
4	給電調査	同上	500,000円	電圧変動、停電頻度、停電時間帯等	再委託
5	環境社会配慮ベースライン調査	第7条業務の条件(6)環境社会配慮	2,000,000円	ベースラインデータとして、 <u>現地での測定調査やデータ収集が必要な場合。</u>	再委託

(5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額(税抜き)で計上してください。

(6) 旅費(航空賃)について

参考まで、JICAの標準渡航経路(キャリア)を以下のとおり提示します。なお、提示している経路(キャリア)以外を排除するものではありません。

東京⇒ハノイ⇒ビエンチャン(ベトナム航空)
 東京⇒バンコク⇒ビエンチャン(タイ国際航空)
 東京⇒ホーチミン⇒ビエンチャン(ベトナム航空)

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の施設・機材等調達方式無償として実施される場合、JICAは本業務を実施した本邦コンサルタントを、実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして先方政府に推薦することを想定している。また、実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント契約におけるプロポーザルの作成ガイドライン」（2022年4月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は発注者からの調査団員滞在期間中、原則として同団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(50)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	16	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他 (実施設計・施工監理体制)	6	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(24)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/空港計画</u>	(24)	(9)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	2	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	3	1
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(-)	(9)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	1
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	6
(2) 業務従事者の経験・能力: <u>土木施設設計1</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力: <u>航空灯火システム</u>	(13)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	

ウ) 語学力	0
エ) その他学位、資格等	4

ラオス国ビエンチャン国際空港整備計画準備調査
にかかる自然条件調査等仕様書(案)

1. 目的

自然条件調査等は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件、環境状況を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。⁶

なお、必要な自然条件調査等は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目(例)

(1) 気象調査

目的 : 災害発生に係る情報を把握する。

内容 : 過去の気象/災害情報を遡って調査する。

天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害履歴等

成果品 : 気象情報の分析結果

(2) 地形測量

目的 : 施設(旅客ターミナルビル、エプロン、誘導路等)の平面計画等を行うために必要な情報を把握する。

内容 : 平面、水準等の各種測量

実施方法 : 直営または現地再委託

成果品 : 測量結果(平面図、断面図)

(3) 地質調査/地盤調査

目的 : 施設位置の決定、基礎形式の検討、設計に必要な情報の確認を行う。

内容 : ボーリング、標準貫入試験、CBR試験、土質試験、試掘調査、平板載荷試験等

実施方法 : 直営または現地再委託

成果品 : 試験結果、柱状図

(4) 給電調査

目的 : 使用可能な電力量であるかを確認する。

内容 : 電圧変動、停電頻度、停電時間帯等

成果品 : 分析結果

3. 対象サイト: ビエンチャン空港

以上

⁶ 実施すべき調査項目を参考までに記しているため、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

